

令和4年第3回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和4年10月12日（水曜日）

午後2時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第54号 農業用施設災害復旧事業の変更について
- 第5 議案第53号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）について
- 第6 請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願書
- 第7 ー 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企画財政課業務監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建設課業務監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	今 田 和 則 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第3回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午後1時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和4年第3回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は2件、請願が1件、議員の派遣についての議決がございます。

なお、本臨時会については、行政報告がありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、本臨時会においても、マスクの着用、手指消毒など、感染防止のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご協力とご理解をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、菊池町長および細川農業委員会会長、森下選挙管理委員会委員長から本日欠席の連絡がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 本臨時議会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時議会に町長から提出されております議件につきましては、議案が2件でございます。その他、請願が1件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長において、3番、山田日出夫君、4番、仁木義人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、森谷副町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、最初に本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

まずは、本臨時町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、理解を賜りたいと存じます。

はじめに一般会計の予算補正でございます。

補正内容としましては、生活困窮者の電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増に対応する国の給付金と町独自の給付金の支給事業、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種事業、物価上昇の影響を受けている町民、子育て世帯への支援と経済の活性化を図るための商品券の発行事業、災害査定終了等による災害復旧事業の補正となっております。

まず、歳入では、国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の計上。

国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上。

道補助金として、農業用施設災害復旧費補助金を計上。

災害復旧債として、農業用施設補助災害復旧事業債を計上。

その他、財源調整として、前年度繰越金を計上させていただいております。

歳出では、まず、民生費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業において、国の電

力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金と町単独分の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、それら給付金の支給にかかる経費の追加。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種にかかる準備と実施にかかる経費の追加。

商工費で、商工業振興対策一般事業において、物価上昇の影響を受けている町民、子育て世帯の支援と経済の活性化を図るための商品券の発行にかかる委託料等の追加。

災害復旧費で農業施設災害復旧事業において、災害査定等による工事請負費などの追加を提案させていただいております。

次に、農業用施設災害復旧事業の変更については、第3回定例町議会において議決いただきました農業用施設災害復旧事業の施行について、災害査定の結果、事業内容の変更についての提案をさせていただいております。

以上、議案2件の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第3回臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

民生費、消防費の指定寄付がございましたので、ご報告申し上げます。

去る9月28日、札幌市の財団法人日本会計センターさまから「子どもたちの健やかな成長に役立てていただきたい」と150万円のご寄付がございました。ご寄付を賜りました財団法人日本会計センターさまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、ご寄付につきましては、子どもたちの健康に関連する事業に活用させていただくため、地域活性化基金に積み立てることとさせていただきます。

続きまして、今日3日、西幸町にお住まいの元町議会議長の柴田喜八さまから「新消防庁舎の供用開始を記念して、今後の消防行政に役立ててほしい」と100万円のご寄付がありました。町民の命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを願う強い思いから、この度のご寄付に至ったとのこととございます。ご寄付を賜りました柴田さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、ご寄付につきましては、消防設備の充実のために活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとさせていただきます。

あらためて両者のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、第4回定例町議会で補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第54号、議案第53号

○議長（須河 徹君） この際、日程第4、議案第54号、日程第5、議案第53号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第54号 農業用施設災害復旧事業の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第54号 農業施設災害復旧事業の変更について、

その提案理由を説明させていただきます。

農業施設災害復旧事業（排水路）の施行について、土地改良法第96条の4で準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回は9月13日、14日で農水省査定官などによる査定を受けまして、その結果に伴い、第3回定例議会で議決を得た復旧事業の変更を行うものでございます。

記以下について説明させていただきます。

以下の表の見方ですが、今回、上下段2段書きとさせていただきます。上段が今回提案する内容。下段の括弧書きが第3回定例議会議決内容となっております、上段のみ説明させていただきます。

1. 実施地区、事業量及び事業費、若葉地区においては、復旧延長が118m、事業費が3,310万円となっております。続いて、協成地区、復旧延長191m、事業費が1,790万円。続きまして、豊坂が復旧延長305m、2,850万円となっております。三つの地区の合計で復旧延長が614m、事業費で7,950万円となっております。

続きまして、2. 事業費の区分の予定でございます。これについては、先ほど説明した1の総事業費に対しまして、国庫補助金が65%の割合。残り35%が地元負担となります。若葉地区2,150万円が国庫補助金です。残り1,160万円が地元負担です。続きまして、協成地区、国庫補助金が1,160万円、地元負担が630万円となります。豊坂地区、国庫補助金が1,850万円、残り、地元負担が1千万円となります。三つの地区の合計で国庫補助金が5,160万円となりまして、地元負担は2,790万円となります。

3. 地元負担の予定基準、本事業にかかる地元負担額の100%を訓子府町が負担するものでございます。

4. その他、本事業の実施にあたり、計画変更および単価改定などにより事業量、事業費が変更されることがございます。

なお、この災害復旧事業は、国庫補助の対象分とそれ以外の町による単独負担、単費分に分かれております。本提案は国庫補助対象分のみについて行うものでございます。

よって、別に資料1として配布しております投資的事業の1枚ものをご覧ください。こちらですね、一番下の下から3段目というところにあります。工事請負費のうち補助対象ということで記載がありまして7,950万円とここに記載しておりますけれども、これが今回、総事業費として、先ほどの議案第54号の7,950万円と一致するというものであります。

そういったことで、こちらの第54号は作成しているところを申し添えます。

以上、議案第54号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第53号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第53号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の説明をいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,224万1千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ53億2,570万5千円とするものでございます。

2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、3ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正について定めております。

2ページの下段の第2表 地方債補正をご覧いただきたいと思っております。事業費の増によりまして起債額が変更になった事業であります。

起債の目的ですけれども、農業用施設補助災害復旧事業であります。左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

補正後の限度額は2,500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

ここで、9ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億8,746万8千円となっております。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますけれども、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思っております。

5ページの歳出になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国の補助を活用して、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の給付金を支給するものであります。

対象世帯は、令和4年9月30日において、訓子府町の住民基本台帳に記録されている者で「令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯」または「令和4年度1月以降、家計が急変し住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる家計急変世帯」に該当する世帯主でございます。

加えまして、町の独自事業として、令和4年9月30日において、訓子府町の住民基本台帳に記録されている者で「令和4年度分の市町村民税所得割が非課税世帯である世帯」に該当する世帯の世帯主でございます。

なお、それぞれの対象世帯ですが、非課税世帯を700世帯。町の単独事業である市町村民税所得割が非課税の世帯を200世帯見込んでおります。

まず、報酬では、データ入力等にかかる会計年度任用職員の報酬として7万2千円を計上。

職員手当等では、職員の時間外勤務手当として3万2千円を計上。

需用費の消耗品費では、コピー用紙等の購入のため1万円を計上。

役務費では、対象者への通知等にかかる郵送料として通信運搬費15万2千円を計上。

手数料では、給付金の口座振り込みにかかる手数料として24万円を計上。合わせまして39万2千円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借り上げ料として6千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、非課税世帯と見込まれる700世帯に対して1世帯5万円の給付金を支給することから、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として3,500万円を計上。

町単独分として、対象と見込まれる200世帯に対して同じく1世帯5万円を支給することから、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1千万円を計上。合わせて4,500万円を計上。

次のページの4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、オミクロン株対応ワクチンの接種実施に伴うもので、報酬では、集団接種受付業務等にかかる会計年度任用職員の報酬として51万5千円を追加。

職員手当等では、職員の時間外勤務手当として23万円を追加。

報償費では、接種にかかる医師、保健師、看護師等の報償として212万2千円の追加。

需用費の消耗品費では、ファイル、アルコール消毒液など、消耗品の購入のため42万9千円の追加。

光熱水費では、ワクチン貯蔵用の冷凍庫電気代として1万5千円を追加。合わせて44万4千円を追加。

役務費の通信運搬費では、接種券郵送料、ワクチン配送料および接種申し込みにかかる電話フリーダイヤル料として61万4千円を追加。

手数料では、町外で接種した場合の国保連手数料、新聞折り込み手数料として11万7千円を追加。

委託料では、集団接種会場の清掃業務2万円を追加、新型コロナウイルスワクチン接種業務として、北見赤十字病院医師の委託と個別接種を含む町内医療機関への委託で409万6千円を追加。

新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務1,397万円の追加。

接種券作成業務では、接種券の印刷、折り込み物の封入処理等にかかる作成、処理するための経費として60万8千円を追加。

集団接種にかかる医療廃棄物処理業務8万円の追加で合わせて1,877万4千円の追加。

次のページにまたがりませんが、使用料及び賃借料では、電子複写機借上料9万9千円を追加、接種会場にパネルや吸塵・吸水マットを設置することから会場用具借上料66万円を追加で、合わせて75万9千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、町外接種分の接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金91万8千円を追加。

その下の表の7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、物価高騰により子育て世帯をはじめとするすべての町民が大きな影響を受けていることから、町民の生活支援と町内の経済の活性化を図るため、令和4年10月12日に訓子府町の住民基本台帳に記録されている全ての町民に1人当たり5千円の商品券と、さらに、子育て世帯に対しましては、令和4年4月1日において満18歳未満を対象に1人当たり5千円を上乗せして商品券を配布するものでございます。

需用費では、郵送用封筒等購入するため消耗品費5万円を追加。

役務費では、商品券の発送にかかる郵送料として110万1千円を追加。

委託料では、商品券の印刷および換金にかかる事務に対して物価高騰対策商品券取扱業務2, 826万4千円を計上。

なお、全町民分としまして4, 700人、上乗せ分であります18歳未満分として700人を見込んでおります。

次のページの12款、2項、1目、農業用施設災害復旧費の事業区分、農業用施設災害復旧事業は、6月19日および7月4日の豪雨により被災した西訓川、協成川、豊坂川の復旧を行うもので、需用費の消耗品では、事業にかかる参考書を購入するため1万円を計上。

工事請負費では、災害査定後の復旧延長の確定、冬期補正等を含む実施単価等への組み替えおよび町単独経費の再度被災防止対策分などを含めた精査設計による経費の増に伴いまして、西訓川災害復旧工事1, 310万円を追加、協成川災害復旧工事220万円を追加、豊坂川災害復旧工事690万円を追加、合わせまして2, 220万円を追加するものです。

なお、10ページの給与費明細書につきましては、今回の会計年度任用職員の報酬および職員手当等の補正にかかるものとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、3ページ戻りまして、歳入になります。

14款、1項、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、オミクロン株対応ワクチン接種にかかる予診や接種にかかる費用に対する負担金で351万2千円を追加。

中段の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、町独自のコロナ対策事業の財源として3, 954万7千円の追加。

2目、民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金事業補助金では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ住民税非課税世帯対して1世帯あたり5万円支給する事業に対する補助で3, 599万1千円を計上。

3目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、オミクロン株対応ワクチン接種に対する補助ですが、接種会場の運営に対する経費などに対しまして2, 098万1千円の追加。

15款、2項、6目、災害復旧費道補助金では、西訓川、協成川および豊坂川の災害復旧にかかる補助としまして、農業用施設災害復旧費補助金935万円を追加。

次のページの19款、1項、1目、繰越金では、予算の財源調整としまして826万円の追加。

その下の表の21款、1項、8目、災害復旧債では、西訓川、協成川および豊坂川の災害復旧事業に対する起債で農業用施設補助災害復旧事業債460万円を追加。

最後に、別に配布の資料1につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、補正予算の内容につきまして、説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第54号、議案第53号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第54号、議案第53号について、質疑、討論、採決をいた

します。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

はじめに、議案第54号の質疑を許します。議案書11ページ。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。議案第54号について、若干、質問させていただきたいと思います。

先ほど課長の方から、この変更になった点については、説明がありましたので、その変更になった事業量、あるいは事業費のそのものについては理解できるんですが、もう一つは、9月の13、14日に査定官が来て、こういう査定があって、その経過があって、こういう状況になったというのは、理解できるんですが、若葉、協成、豊坂、それぞれの地区のこの変更になった要因のポイントとといいますか、例えば事業量でも復旧延長が変わったということ。そして、それと同時に事業費もそれなりに前後していますけれども、詳しい説明でなくてもよろしいんですが、最大のポイントというか要因とといいますか、これをちょっとお聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） ただいま、議案第54号について、内容のですね、変更になった要因の方のご質問がございました。まず、西訓川に関しましては、全般的になんですが、9月13、14の査定において、査定を受けて朱入れまで行うというのは、まず工法の確定なんです。現況復旧するのか、また変更するか。変更する時はその工法が適当なものであるか。それが災害復旧事業として認められるものであるか。そういうものを査定していただく形になっています。今回ですけれども、3か所ともすべて要求したとおりのですね、100%の査定を受けさせていただきましたが、その中で、この三つに関して、おのおの変更点ありますので、ちょっと説明させていただきます。

西訓川につきましては、今回初めて被災を受けた場所でございます、こちらは積みブロックが倒れてきて内側に入ってきているということで、先ほど言われた延長150mの中の118mにつきまして災害査定で確認されたところです。ただ、こちらの方ですね、先ほど言ったとおり全般そうなんですけれども、冬期補正等が入ってないんです査定の中に。今年度どうしても早期に復旧したいということで、これから発注するとなると冬期補正が絡んできますので、そちらの分が増額となっております。こちらに関してはですね、単独費の方はもっておりません。災害のやつ冬期補正分。あと積みブロックですのでコンクリート打ちますので、冬季になると囲って、養生ですね、そちらの方がかかってしまうということで、こちらの方は上がっております。

続きまして、協成川になりますけれども、こちら冬期補正等はあるんですが、今回認められなかったですね、被災を受けてないところが3か所ほど、人道橋ってありまして、人だけが渡れるような橋、それがですね、水路の上、上部20cm弱ぐらいのところは桁下がありますので、水があふれた時にそこがぶつかってしまうと。ただ、その橋自体は被災を受けてませんので、今回の災害復旧対象外となっております。今回、単独費を用いてですね、50cmほど余裕を持った高さまで、その3橋については、上げてしまいたいなと思って

います。ここにつきましては、もともと現況復旧だったんですけども、今回、査定で申請させていただいたのは、被災箇所はすべて布団籠によって、すべて復旧するという形にはなっております。

最後に豊坂川なんですけども、こちらの方も冬期補正もありますし、今、途中でですね、布団籠が29年の災害において被災箇所はやってたんですけども、そこ以外につきましては今回、布団籠ですべて設置することで許可が下りております。ただ、単費としましては、今回、被災受けた中でも、まだ被災受けてない箇所があるんです。そこだけは認められませんので、そこだけぼっかりと穴が開いてしまう。そういうことがないように、その間は単独費で布団籠により一連やって、次の被災に備えていきたいなというのと、あと中間のところ橋がまた1か所あるんですが、こちらは完全に裏が掘れてですね、側溝の一番上の天板のところにドンと落ちてますんで、そこでまた水が上がった場合、被災を受けてしまいますので、それも合わせて50cmほど上げさせていただきたいということで、単独費の方、協成川については430万円、豊坂川については340万円ほど単独費で合わせて770万円ですけども上げさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。5ページの社会福祉総務費の中の、すみません。

○議長（須河 徹君） 議案第54号の質疑、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第54号の質疑を終了いたします。

次に、議案第53号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。5ページの住民税非課税世帯等臨時特別交付金事業のことについて伺います。これは、非課税世帯約700世帯を見込んで交付ということですが、これの申請から交付までのタイムスケジュールお願いいたします。

それと町単独事業として200世帯に18歳未満の方がいる世帯にということですが、これは先ほど9月末で18歳未満ということです。これ例えば、3月の高校卒業みたいな形でできないんでしょうか。

それと9月定例会で可決されました同じような物価高騰生活支援対策事業、これは3万円ですが、11月に支給見込みとなってましたけど、これは今どうなっているのか、その辺もお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、河端議員の方から3点ほど質問いただきました。

まず、1点目、今回の住民税非課税世帯等臨時特別交付金事業、こちらの方の申請から交付までのタイムスケジュールというご質問でございました。こちらにつきましては、通常、国の方で交付されます5万円の支給につきましては、プッシュ型という形で支給をさせていただく訳ですけども、町単独での所得割が非課税世帯、こちらおよそ200世帯、

170世帯ほどありますけども、そちらにつきましてもプッシュ型で支給をしたいと考えておきまして、こちらにつきましては、これからですね、国の方に特定公的給付ということで申請を上げさせていただきます。そちらの方がですね、早くて申請、認可されるのが11月末ごろという形になってございます。こちらの、今言いました特定公的給付の申請をして承認されますと地方税情報等が、こういった特別な事業等に関わる上で使用、活用ができるという仕組みになっておりますので、まずこちらの方を国の方に申請を上げさせていただいて、その後、承認を受けて事務の方を進めていきたいというふうに考えてございます。そしてですね、今言いましたように国の承認が11月末ごろになる予定でございますので、それからの作業となりますので、早ければ、年内には支給したいというふうにうちの方では事務を考えてございます。

そして、2点目、18歳未満の対象者等々というお話がありましたけども、こちらのこの住民税非課税世帯等の事業には、あくまでも世帯主の方へ給付するという形ですので、年齢とかは関係ございませんので、こちらおそらく商品券の部分の方じゃないかと思いません。

それでもう一つ、3点目の9月定例の物価高の、9月の定例で承認いただきましたけども、こちら今、業者の方に委託、システム改修の委託をお願いしておきまして、こちらにつきましては、予定どおり11月中にプッシュ型として対象者の方に支給をすることで準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。1点だけ、ちょっと心配という訳ではないんですけども、今、河端議員の方から質問されました住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の中で、国の事業としてやる部分と町単独分、それはいいんですけども、国の方は均等割が非課税、そして町の方でいけば所得割、住民税のいわゆる基準が、所得割が非課税となる部分ということでいきますと、その辺で取り扱い、それはそんなことは決してないとは思いますが、こうダブるとか、重なるとかということはあり得ないのか。その差というのは、いわゆる住民税非課税、均等割の非課税の部分と所得割での非課税の部分ということになると実質、税の中身でいくと、何て言うのかな、あまり大きな差がない数字になってきそうな気がしますんで、その点の難しさというのはどうなのでしょう。それはちゃんとやっているから心配はないのかもしれないですけども、いわゆるプッシュ型にするということなれば、そういう情報を国の方に挙げることになるんですが、その精査も含めて、ちゃんとやっていただければいいかなということと同時に、もっと言えばダブることというのは、ダブリ、いわゆる均等割で非課税の人と所得割で非課税になる部分でのダブリでいくということもあり得るのかどうかということもちょっと質問させていただきたいんですが。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、もともと非課税世帯と所得割が非課税の部分で給付の方がダブることがないのかという心配のご質問でございましたけども、一応システムの部分でですね、もともと非課税世帯の部分の方たちの対象者はそのままという形になりま

すので、そちらはそれで走ります。それで住民税の、住民税というのは均等割と所得割がどちらか課税されてたら課税世帯という形になりますので、今回、均等割、皆さん税金かかっていると思うんですけど、均等割が通常は5千円、そしてあとは所得に応じて所得割という部分がついてくるんですけども、一応、今、考えているのは、データとして均等割にデータがありますから、均等割に5千円、あと所得割の方にゼロ、当然、ゼロですから、そういった部分で判断をしようというふうに考えていますので、二重に交付するという形はないかというふうに考えてございます。

あと課税世帯というのは、住民税の今言いました均等割と所得割、非課税世帯は均等割、所得割、当然ゼロという形になります。それで課税世帯につきましては、均等割の金額発生する部分については課税世帯という形になります。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 均等割と所得割ですけど、まず均等割があつて所得割ということで、所得割だけかかっていますということはないんです。だからまず均等割がかかって、それから所得割かかるかどうかということなんで、です、これ今、この対象は均等割のみが課税の世帯という扱いだと思えます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8番、谷口君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。7ページの7款、商工費の1項、2目ですね、商品券を発行するということですが、1人5千円ということと、子どもの上乗せ5千円ということで18歳未満の方ということですが、いつごろ発行する予定で、いつまで使えるような商品券を発行する予定なのかをお知らせください。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 7ページ、7款、商工費の商工振興費の物価高騰対策商品券取扱業務ですけども、今日、今、議会でご承認いただければ、今日を基準日にしまして取りかかることとなりますけども、まず印刷等ありますので、その準備期間はひと月ぐらい予定しております。取扱店のもちろん募集もございまして、11月中旬ごろに皆さんのお宅に商品券を送付を考えています。使用期限については、11月の下旬から2月末までを想定しております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑を終了いたします。

以上をもって一括議題の質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第54号、議案第53号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第54号、議案第53号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、議案第54号、議案第53号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第6、請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願書を議題といたします。

紹介議員、工藤議員から説明を求めます。

工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願書の朗読をもって説明にかえたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、朗読をいたします。

令和4年10月6日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

農業生産資材高騰対策対応に関する請願書

紹介議員

訓子府町議会議員 工藤 弘 喜
西 森 信 夫
泉 愉 美

請願者

北見市中ノ島町1丁目1番8号

きたみらい農業協同組合

代表理事組合長 大坪 広 則

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎議員の派遣について

○議長(須河 徹君) 次に、日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま、議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合、その決定については、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣言

○議長(須河 徹君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和4年第3回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時57分